別紙

2022 年 12 月 13 日

株主による臨時株主総会招集請求及び招集許可申立てに対する当社の考え方

当社は、2022 年 11 月 22 日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、同日、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「請求人」といいます。）から、臨時株主総会招集請求書（以下「本請求書」といいます。）を受領いたしましたが、当社としては、2022 年 12 月８日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」（以下「12 月８日付けプレス」といいます。）にてお知らせしておりますとおり、当社取締役会において、著名な会社法の研究者からの意見も取得するなどして慎重に検討した結果、下記理由から、提案されている各議案（以下「本提案」といいます。）について反対すべきことは勿論のこと、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）については、必要な「招集の理由」（会社法 297 条１項）が十分に記載されておらず、また、当該請求自体が請求人の権利濫用に該当するものと判断し、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことといたしておりました。

このような中、当社は、昨日夜、請求人が開設するウェブサイトの記載により、請求人が、東京地方裁判所に対して、2022 年 12 月 12 日付けで、本提案を議題とする株主総会の開催許可の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行ったことを認識いたしましたが、本申立てにつきましては、当社としては、上記方針に鑑み、裁判所に対して、当社としての主張を行って参ります。

以下、当社が、なぜ本請求について必要な「招集の理由」（会社法 297 条１項）が十分に記載されておらず、また、当該請求自体が請求人の権利濫用に該当するものと判断しているかにつき、12 月８日付けプレスに記載の理由を多少敷衍してご説明いたします。

記

１　請求人は本請求に係る「招集の理由」（会社法 297 条１項）を十分に記載しておらず、招集請求の要件を満たしていないこと

本請求及び本申立てにおいて、請求人が本提案の理由として挙げているのは、大要、①当社の経営成績が低迷していること、②女性役員の登用が遅れていること、③2022 年４月 22 日に当社が導入した大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）導入が当社の現経営陣の保身的態度を示すものであること、④当社の子会社の株式会社仲庭時計店の従業員不祥事への対応が不適切であることの４点に集約されます。

しかしながら、①については、請求人が当社の株式の 10％強を市場内で買い上がり始めた 2022 年３月 15 日以降（以下、かかる買集めを「本件大量買集め」といいます。）でみれば、(i)2022 年３月期は請求人も認めるとおり、当社は連結ベースで最終黒字を確保している（連結業績予想からの下方乖離は新型コロナ禍の影響によるものである）上に、(ii)2023 年３月期

第２四半期の連結経営成績は、売上高が前年同期比 2.2%増、営業利益が 10.4%増、経常利益が 37.7%増と好調であって、親会社株主に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、請求人らが、十分な情報を開示しないまま、当社株式を短期且つ大量に買い集めたことに対応せざるを得なくなり、本対応方針を導入する等せざるを得なくなったことに伴うアドバイザリー費用の支出という不測の要因によるものであって、むしろ請求人らの行動を原因として支出を余儀なくされたものです（ちなみに、本対応方針の導入が株主総会で 63.5%の賛成で承認されていることは後述のとおりです。）。

また、②については、当社は女性役員の登用を前向きに検討しており、本年６月 29 日開催の当社第 61 期定時株主総会における請求人代表者自身からの質問に対する回答や、本年９月 29 日付けプレス・リリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明しているのであって、いずれにせよ、少なくとも当社の現任取締役「全員」を「解任」する合理的な理由となり得ないことは明白です[1]。

さらに、③については、**本対応方針の導入は上記定時株主総会において出席株主の議決権の 63.5%の賛成で承認されており、本対応方針の導入に始まる請求人らに対する一連の対応が経営陣の保身に基づくものでないことは、請求人を除く大部分の当社株主によっても認められており、事実に反するものです**。

最後に、④についても、本年 10 月 13 日付け「当社子会社に関する一部報道等について」に記載のとおり、当該子会社従業員による不祥事は、いずれも請求人が当社株式を取得する遙か前の 2017 年 11 月から 2019 年９月までに発覚したものであって、全て外部の弁護士も関与して適正に調査を行った上で、請求人が本件大量買集めを開始する前には全て解決済みであり、当社の現任取締役には法令又は定款違反の行為や不当な行為は認められていません。また、その内容は、全て法令に従って適時・適切に開示され、さらに、株主・投資家に対して有益と考えられる情報については、法令又は株式会社東京証券取引所の規則により義務付けられる範囲を超えて、全て任意に開示済みであり、現在でも、その調査結果等を、当社のウェブサイト上で任意に開示しているところであって、この点に関する請求人の評価も正当とはいえません。また、**不祥事発覚から現在に至るまで、当社の監査法人からは一貫して、当社の各事業年度末日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した内部統制報告書について、全ての重要な点において適正に評価しているものと認めるとの内部統制監査報告書を取得している**ところであって、請求人の指摘は全て当を得ていないことは明らかです。

当社のような取締役会設置会社においては、少数株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集することは、法定決議事項その他重要な事項について株主総会が招集されない場合に、例外的に認められているに過ぎないのであって、少数株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集するためには、会社法上「招集の理由」を示すことが必要とされています（同法 297 条１項）。そして、この「招集の理由」については、一般に、何らかの理由が記載されているだけでは足り

---

[1] ちなみに、後述するとおり、尾端氏が唯一の代表者であって 100%株主であるプラスワン（後述）らが臨時株主総会招集請求を行って、尾端氏が代表取締役社長に就任するに至ったアサヒ衛陶でも、尾端氏が同社の取締役に在任していた当時、女性の取締役や監査等委員たる取締役は皆無でした。

ず、招集の必要性と許容性に関する合理的理由の記載が必要であり、たとえば、取締役の解任を求めるというのであれば、その理由となる当該取締役の違法行為の内容を記載することが必要であって、少数株主が招集の合理的理由の記載なくして臨時株主総会の招集請求をなした場合には、株主総会招集許可の前提条件を欠くものと解されています。

この点に関して、上記のとおり、請求人が「招集の理由」として挙げる上記①～④は、本年６月に新たに選任したばかりの独立社外取締役も含む当社の現任取締役「全員」（ちなみに、その全員が、来年６月に開催予定の定時株主総会において改選期を迎えます。）を、敢えて、来年６月を待つことなく、任期途中に直ちに解任しなければならない必要性と許容性を何ら根拠付けるものではありません。

また、請求人が擁立した４名の候補者の取締役への選任は、上記解任と表裏一体を為して請求されているものですが、後記２(2)で詳述しているとおり、**当社は、宝飾品事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められているところ、これら４名の候補者のいずれも、当社の取締役としての適格性には強い疑問があるといわざるを得ないこと**、及び、請求人代表者が支配する会社の関係者であるが故に取締役候補者として擁立されていることが明らかであることに照らせば、これら４名の取締役への選任のために、敢えて、来年６月に開催予定定時株主総会を待つことなく、当社が営む宝飾品事業にとって極めて重要な年末年始商戦を迎える繁忙期に、臨時株主総会を開催しなければならない必要性と許容性はありません。さらに、請求人は、本請求においても本申立てにおいても、これらの問題に関して何ら具体的な説明をしていません。

したがって、本請求については、招集の合理的理由の記載なくして臨時株主総会の招集請求をなしたものであって、株主総会招集請求の要件である「招集の理由」（会社法 297 条１項）が示されていないものと考えられ、当社として招集をすべき必要はないものと思料しております。

２　本請求自体が請求人の権利濫用に該当すること

(1) 請求人は何らの具体的な企業価値向上策を示すこともなく本請求を行ってきており、臨時株主総会の開催自体が当社の企業価値や株主共同の利益の向上に繋がらず、むしろ、毀損のおそれすらあること

本請求は、独立社外取締役を含む、当社の現任取締役全員の解任と、請求人が擁立した候補者４名の当社取締役への選任を目的として、臨時株主総会の開催を請求するものですが、請求人は、（法定の期限を徒過して提出された）本年４月の大量保有報告書提出当初から一貫して当社株式の保有目的を「重要提案行為等を行うこと」としているにも拘らず、当社が再三に亘って、請求人に対して、具体的且つ根拠のある企業価値向上のための提案の有無、内容について質問しても「重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」、「当社が提出していた大量保有報告書にお

ける保有目的欄に『重要提案行為等を行うこと』と記載していた・・・からといって、初めから具体的な重要提案行為等の内容を持ち合わせていなければならないといったルールはありません」等と回答するのみで、一貫して具体的な回答を避け続けてきました。

この点は、**請求人が提出した、本請求書においても同様であり、本請求書には具体的な企業価値向上策は一切示されておりません。この一連の経緯から、請求人は、本件大量買集め開始以来、本請求をしている現在に至るまで、具体的な企業価値向上策など一切持ち合わせていないのではないかと疑わざるを得ません**。

また、請求人は、**本請求書において、「実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。」(2頁)〔傍点引用者〕と記載していますが、当社は既に約2か月前の本年9月29日に中期経営計画「To the next Growth」を同日付けプレス・リリースにより公表し、それ以来、当社ホームページに公表し続けているのであって、本請求書における上記記載は請求人の明らかな事実誤認であり、ひいては、請求人が当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないのではないかと疑わざるを得ません**。

加えて、請求人は、当社が、請求人による株主名簿の閲覧謄写請求に際し、QUOカードの配付その他の経済的利益の供与を伴う委任状勧誘が行われることによって、議決権の代理行使の公正性が歪められるおそれを排する観点から、その請求書の書式に定められた、委任状勧誘に際し経済的利益の供与等を行わない旨の誓約を求めたのに対して、委任状勧誘に際し経済的利益の供与を行うことは正当な行為であるとして、事前に当社と交渉等をすることすらせずに、一方的に仮処分を申し立てております。このことは、**請求人が、本請求によって開催を許可された株主総会に向け、そもそもの株主総会の本旨であるところの、自らの提案の正当性を株主の皆様に訴求していくことによって他の株主の賛成票を得ることを目的とするのではなく、経済的利益の供与を誘引とした委任状勧誘を行うという不公正な方法によって自らの提案議案に対する賛成票を獲得しようと目論んでいることを明らかにしているといわざるを得ません**。

このような委任状勧誘により議決権の代理行使の公正性が歪められるおそれがあることは明らかであり、また、このように経済的利益の供与を誘引として委任状を取得した場合には、そのコストを回収するために、株主共同の利益を犠牲にして請求人の私的利益の追求に走る動機が増すことにもなりかねないものと危惧されます。したがって、請求人のこのような対応からも、臨時株主総会を開催することが当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋がらないことは明らかと判断せざるを得ません。

さらに、当社の株価は、2021年12月末に至るまで14年間以上、100円台から300円台の間を推移するだけであったにも拘らず、今回、請求人が当社の株式を買い上がるのと時を同じくして急騰し、2022年10月31日には一時1781円の高値をつけるまでに至っております。請求人は、2022年3月15日から同年4月8日にかけて当社の株式を大量に買い上がっていましたが、その間における当社の株価は、終値ベースの最安値で292円、最高値で594円で

あって、４月 15 日の大量保有報告書の変更報告書提出時点で、請求人における当社株式の平均取得コストは 429.9 円であると考えられます。具体的な企業価値向上策なしに、当社の過去 15 年間における平均株価の約２倍前後もの価格で当社の株式を大量に取得することは著しく経済合理性を欠くといわざるを得ませんが、上記のとおり、**請求人は、具体的な企業価値向上策を示していないばかりか、当社の中期経営計画が公表されたことすら看過している状態であって、このような態度からは、請求人による本件大量買集め及び当社取締役の総入れ替えを目的とした本請求は、結局のところ、当社の企業価値や株主の皆様共同の利益を犠牲にして、請求人自らの私的利益を追求することを目的としていると解さざるを得ません**。

また、以上に加えて、請求人には、過去に２回に亘って他の上場会社（株式会社シスウェーブ及び株式会社リアルビジョン）の株式を直接・間接に大量に取得してその経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴が確認されています[2]。

したがって、万が一、請求人による本請求に基づいて臨時株主総会が招集され、当社取締役が総入れ替えとなって、後述するように請求人の関係者４名のみで当社取締役会が構成されるようなことがあれば、当社が、大規模なエクイティ・ファイナンスによってその引受人となった関係者が引き受けた新株や新株予約権（を行使して取得した株式）を売却して利益を上げるために利用され、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様共同の利益が害されることになるおそれがあるものと懸念せざるを得ません。

(2) 本提案の内容も当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものであること

また、個々の本提案についても、当社の企業価値向上に繋がらないものです。

すなわち、本提案は、（本年６月に新任されたばかりの独立社外取締役を含む）当社の現任取締役を全員解任し、請求人が提案する４名の候補者を取締役として選任することを内容とするものですが、当該４名の候補者は、いずれも、概要以下に述べるとおり、宝飾品事業を営む上場会社であって、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠であり、マネー・ロ

2 ちなみに、本請求書において、当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会）の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①株式会社シスウェーブ（その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社 SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと複数回に亘って商号変更。以下「シスウェーブ」といいます。）の代表取締役社長及び株式会社リアルビジョン（その後、株式会社 RVH に商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。）の補欠監査役を務めていた田中英雄氏、請求人の前代表者である橘祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の３名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めており、さらに、③請求人がシスウェーブ株式約 26.62％を大量取得した際に請求人にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル（シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。）及びその親会社であった株式会社共和キャピタル（旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。）並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所（赤坂會館ビル）に東京連絡事務所を置いていた法人です。

ーンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められる当社の取締役としての適格性に強い疑義を呈さざるを得ません。

① 尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）は、請求人の唯一の株主且つ代表取締役ですが、本請求書においても請求人自ら明らかにしているとおり、公開されている情報だけでも、2011 年 2 月に、マルチビジネスを営む株式会社イーサイト[3]に入社し、その後も、マルチビジネスを営む e-World Capital Partners Japan 株式会社（以下「EWCP」といいます。）及び株式会社 Sanctuary の取締役ないし監査役を歴任しているなど、数々の会社においてマルチビジネスに関与してきた経歴を有することが明らかな人物です。そして、EWCP は、尾端氏が取締役として在任中、静岡県から特定商取引法違反に基づく行政指導を受けたことも確認されており、加えて、会員の勧誘に当たって、誤導的な説明がなされたこと等を理由として、当時の役員に対して損害賠償請求訴訟が既に複数の者から提起されております。また、尾端氏については、同氏を、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により中部経済産業局及び石川県から 3 か月間の取引等停止処分を受けた株式会社 ARK（以下「ARK」といいます。）[4]の「法務部長」と表示した名刺を持った人物が、富山県消費生活センターを訪れていることが判明しています。そのような者が、当社取締役となること自体、宝飾品事業を営む上場会社としての当社の信用とブランド・イメージを大きく毀損するおそれがあります。

　また、尾端氏は、同氏が唯一の代表者であって 100％株主であるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）がかつてアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して臨時株主総会招集請求を行った結果、同社の代表取締役に就任しています[5]が、「一身上の都合」を理由としてわずか約 2 か月で辞任しています。その経緯について、請求人は、当社からの数次に亘る質問について全く経緯を明らかにしていませんが、かかる事実経緯から、同氏が真摯に会社経営を行う者ではないとの疑いを抱かざるを得ません。しかも、請求人は、本請求書において「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」いるとしているものの、尾端氏の経歴において「上場会社の代表取締役」であったのは、上述のアサヒ衛陶における代表取締役に就任して僅か 2 ヶ月で辞任した時期のみであり、これをもって「上場会社での代表取締役」であったこと等を理由に「企業経営の経験と実績を有して」いると称することは、もはや誇張という域を超え、誤導的表示を禁止している委任状勧誘府令の趣旨

---

[3] 本請求書において、請求人が請求人代表者の経歴として EWCP の前身であると記載しています。

[4] ちなみに、①ARK の当初の代表取締役は、Sanctuary の代表取締役であった葉室一政氏であり、②2016 年 11 月 1 日に設立された ARK の本店所在地はその時点における Sanctuary の本店所在地と同一であって、③ARK が同年 12 月 1 日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目 5 番 2 号 JMN ビル 5 F に移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めておりその全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているほか、④ARK はその後 2017 年 6 月 1 日から同月 30 日までの間にも Sanctuary の本店所在地と同一の場所を自らの本店所在地としていたことが判明しています。

[5] 当該招集請求では、尾端氏を取締役候補者として提案する理由につき、「ホールディングス化により、不動産事業、再生エネルギー事業、既存商品の刷新・多角化と新規販路開拓、M&A や事業提携などを安全かつ迅速にすすめながら、事業の安定化を実現し、低迷する貴社の業績を改善できると確信できる」等と記載されています。

に抵触しかねないのではないかとすら懸念されます。

さらに、尾端氏が唯一の株主且つ代表取締役である請求人は、大量保有報告書の提出期限を徒過し、大量保有報告書の提出によって株価が高騰する前に主要株主になるに至るまで当社株式を大量に買い集めているほか、尾端氏が代表者である上記のプラスワンや請求人は、過去にもアサヒ衛陶及びリアルビジョン株式について大量保有報告書又はその変更報告書の提出を懈怠していたのではないかとの疑念があるところ、この点について、請求人は、当社が質問状を以て質問を行ったにも拘らず、何らの説明を行うことなく本請求に及んでおり、請求人の唯一の株主であって代表者である尾端氏については、上場会社である当社の取締役候補者としての資質及び適格性について、誠に遺憾ながら強い疑念を抱かざるを得ません。

② 佐藤彩奈氏は、本請求においては、社会人としての経歴が約3年間しかないということの他、その経歴が必ずしも明らかではありませんが、少なくとも現時点において、尾端氏が代表者であって上記プラスワンが設立した株式会社オアノエンターテインメント（以下「オアノ」といいます。）の執行役員であるとのことであり、上記尾端氏の強い影響下にあると考えられます。

③ 菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）も、プラスワンの特別顧問であるとともに、マルチビジネスを営んでおり、特定商取引法違反により行政処分を受けた上記のARKの特別顧問でもある（ないしは特別顧問であった）だけでなく、前述のアサヒ衛陶の臨時株主総会において尾端氏と共にプラスワンらによって取締役候補者として提案され、最終的にアサヒ衛陶の取締役に就任するに至っており、尾端氏と強い関係を有していることが窺えます。請求人は、菅原氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、上述のような尾端氏との強い関係性を踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、菅原氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるものではありません。加えて、菅原氏については、本請求書において、2006年4月にシンワアートオークション株式会社（以下「シンワアート」といいます。）の危機管理室長に就任し、2009年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めている旨が記載されていますが、同社については、2013年9月30日付けの朝日新聞朝刊において、国税当局から、「仮装隠蔽（いんぺい）を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が報じられております。当該記事によれば、同社は、「2011年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を指摘されていたと報じられておりますので、記事が事実であるとすれば、仮装隠蔽による所得隠しの期間は2009年5月期から2011年5月期までの期間（つまり、2008年6月1日から2011年5月末までの期間）ということになり、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。本請求書においては、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いることが記載されておりますが、この記事が事実であるとすれば、同氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた期間に危機管理室長（次いで顧問）を務めていたことになり、果たして真に「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いるのかについては疑問符がつく

といわざるを得ません。

④　吉澤孝明氏も、上記のプラスワン及びオアノの顧問税理士であるとともに、上記の ARK の顧問税理士である（ないしは顧問税理士であった）ことから、尾端氏を実質的な依頼者とするものであり、その強い影響下にあると考えられます。請求人は、吉澤孝明氏を社外取締役候補者として擁立しておりますが、尾端氏の影響の大きさを踏まえれば、尾端氏が社内取締役として選任された場合に、吉澤孝明氏が、執行から独立した立場で社外取締役としての監督機能を発揮することを期待できるものではありません。

このように、**本提案は、本請求書が謳っているような上場会社である当社のコーポレート・ガバナンスの強化などに資するものではなく、むしろ、本提案が、独立社外取締役を含む当社の現任取締役全員の解任と、請求人が擁立した候補者４名の当社取締役への選任を目的とする臨時株主総会の招集を請求するものであることに加えて、上述した諸々の事情を考え併せますと、尾端氏らが当社の経営支配権を奪取し、事実上、当社を乗っ取ること又は当社に圧力をかけてその意に従わさせることが目的ではないかと強く疑わざるを得ません**。

したがって、当社としては、前記(1)のとおり、本請求に従って当社の株主総会を開催することそれ自体が、請求人（代表者）の私的利益の追求に資することはあっても、当社の企業価値の向上や株主の皆様共同の利益に繋がらないことに加えて、本提案の内容も、当社のブランド・イメージや信用に回復し難い損害を与え、当社の企業価値を毀損し得るものと考えざるを得ないところです。

当社としては、今後、当社の主張が裁判所に認められるよう、必要な主張を行って参る方針です。

以　上